

令和8年度米子市議会議員選挙に係る公民館使用について

	～6月13日（土）	14日（日） 告示日	15日（月）	16日（火）～20日（土）	21日（日） 投票日
公民館使用 について	通常の政治活動による地域住民への学習会（市政報告会等） （公民館使用の制限なし）	選挙に係る個人演説会			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の公民館使用として取扱い ● 連日の使用は不可 	告示日 及び 告示日翌日は <u>公民館使用はできません</u>		選挙の候補者が行う個人演説会 について公民館を使用できます <small>（公職選挙法第161条における公営施設使用の個人演説会に限り許可）</small> ※選挙管理委員会からの申請が必要	<u>投票日は 公民館使用 できません</u>
使用に 関する 手続き	○会場となる公民館で仮予約を行う ○地域振興課に公民館使用許可を申請 ↓ ↓ ↓ ○地域振興課が公民館使用を許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 予約は使用者 申請は選挙管理委員会 ● 1回目の使用を終えないと 2回目の使用申請は不可 		①会場となる公民館で仮予約を行う ②告示日以降、開催2日前までに、 <u>選挙管理委員会</u> で手続きをする <small>（例：16日開催→14日に手続き）</small> ③選挙管理委員会が公民館使用を申請 ④地域振興課が公民館使用を許可	
備考	公民館使用の公平性確保の観点から 同一施設の連日使用はできません。			同一施設について、同時に2回以上の 使用申請はできません。	

【申請手続きの流れ】
（選挙運動での使用）

